

議案第 号

福島市議会会議規則の一部を改正する規則制定の件

本議案を、地方自治法第百九条第六項及び福島市議会会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成二十六年三月 日

福島市議会議長 佐藤 一好様

提出者

議会運営委員会 委員長

高木 克尚

(別紙)

福島市議会会議規則の一部を改正する規則

福島市議会会議規則(昭和四十二年議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の次に次の一条を加える。

(自由討議)

第四十一条の二 前条の質疑が終了した後、議長が必要であると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、会議にはかつて自由討議を行うことができる。

第四十二条中「質疑」を「自由討議」に改める。

第百五十九条第一項中「設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する」を「別表のとおり設ける」に改め、同項ただし書を削り、同条中第二項を第四項とし、第三項を第三項とし、第二項の次に次の一項を加える。

2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第百五十九条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
福島市議会全員協議会	福島市議会基本条例（平成二十六年条例 号。以下「基本条例」という。）第十二条の規定に基づき、同条例第十九条第二項の規定により重要な政策等に関する事項について協議又は調整を行うため	全議員	全員協議会の座長
福島市議会委員協議会	基本条例第十二条の規定に基づき、各常任委員会及び特別委員会の所管事項に関する事項について協議又は調整を行うため	常任委員会及び特別委員会に属する委員	常任委員会及び特別委員会の委員長
代表者会	基本条例第十三条第六項の規定に基づき、会派、議員の身分、各種委員に関する事その他必要と認める事項について協議又は調整を行うため	議長、副議長及び会派代表者	議長
福島市議会政務活動費検討会	政務活動費に関する協議又は調整を行うため	各会派から選出された議員	福島市議会政務活動費検討会の座長
福島市議会広報委員会	基本条例第十六条第七項の規定に基づき、議会広報紙等の充実、市民との情報共有の推進等の充実に関する事項について協議又は調整を行うため	各会派から選出された議員	福島市議会広報委員会の委員長
福島市議会政策討論会	基本条例第二十三条の規定に基づき、市政に関する重要な政策及び課題に関する協議又は調整を行うため	全議員	福島市議会政策討論会の座長
福島市議会改革検討会	基本条例第百二十五条第一項の規定に基づき、議会改革に関する協議又は調整を行うため	各会派から選出された議員	福島市議会改革検討会の座長

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（提案理由）

本会議において自由討議を行うこと及び地方自治法第百条第十二項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けるため、所要の改正を行うものである。